

## 8月号目次

- 1 ワインが苦手な人のためのワインの選び方
- 2 法律コラム  
「なぜ借金を減らすことができるのか？」
- 3 お勧めの書籍紹介
- 4 セミナー報告

代表弁護士大澤一郎の

## 「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

第 98 回

弁護士松本達也からのご紹介



### 1. はじめに



船橋事務所の松本です。

当コラムは、当事務所代表の大澤が連載しているものですが、私・松本も実はワイン（ワイン以外も好きですが…笑）が好きで、よつばの懇親会などでは幹事を務めることも多いため、今回は私がバトンを受け取ってご紹介させていただきます。

### 2. 私とワイン

とはいえ、最初からワインが得意だったわけではありません。以前は、飲んだ翌日への影響が大きかったので避ける傾向がありました。しかし、いろいろ試していくうちに最近是自己に



合うワインが見つかり、今では翌日への影響も気にせずに飲んでいます。

今回はそんな私の経験をふまえ、私のおすすめワインをご紹介しますながら、私なりのワイン選びのポイントをお伝えさせていただきます。

### 3. おすすめ①：ファミマのスパークリングワイン「FIORITURA」

まずご紹介したいのは、ファミリーマート限定のスパークリングワイン「FIORITURA（フィオリトゥーラ）」です。



#### 特徴とおすすめポイント

- ・赤ワインのスパークリングタイプで、重たすぎずフルーティー
- ・キンキンに冷やすと夏にぴったりの爽やかさ
- ・甘さ控えめで、食事との相性が良い
- ・コンビニで手に入る手軽さも魅力（ただしコンビニでは冷やしていないのですぐには飲めない）

「赤のスパークリング」は意外な盲点かもしれません。私は赤のスパークリングが好きで、サイゼリヤでもランブルスコを必ず頼みます。何にでも合わせやすい万能タイプです。

### 4. おすすめ②：五一ワイン（Goi Wine）～安心の日本ワイン～

もう1本、ぜひご紹介したいのが長野県塩尻市にある「五一ワイン」です。日本の老舗ワイナリーで作られる、無添加ワインです。



#### 特徴とおすすめポイント

- ・酸化防止剤（亜硫酸塩）不使用で、ナチュラル志向の方にもおすすめ
- ・口当たりがやさしく、渋みも控えめで飲みやすい
- ・酸化防止剤（亜硫酸塩）不使用なので、翌日に残りにくく、二日酔いしにくい

中でも私のお気に入り、は、「草生栽培 セイベル 9110」という白ワインです。これは、農薬や除草剤を使わず、ぶどう畑に草を生やしたまま育てる「草生栽培」という自然に配慮した栽培方法で育てられたぶどうを使用しています。このワインは、軽やかなながらも深みがあり、香り豊か。渋みも強すぎず、食事との相性抜群です。

健康志向の方や、ワインを飲むと頭が痛くなる…という方にも大変おすすめです。

### 5. おわりに

ワインが苦手な方も、まずは気軽に手に取れるスパークリングワインや無添加ワインから始めてみてはいかがでしょうか。ぜひ皆さまのご自宅の食卓で、試してみてください。

（文責 弁護士 松本達也）

気になる法律を分かりやすく解説!

## なぜ借金を減らすことができるのか？

当事務所では、月々の借金の返済にお悩みの方に、以下の3つの方法をご案内しております。

### ① 任意整理

貸主と合意のうえ、現在の借金を3年～5年の分割払いとし、利息の支払いを免除してもらうことができる方法です。

### ② 自己破産

現在保有している財産の一部を換価し、そのお金で貸主に返済したうえで、残りの借金については支払う必要がなくなる、裁判所を利用する手続きです。

### ③ 個人再生

借金をおおむね5分の1に減額し、その額を3年間で分割返済し、残りの借金については支払う必要がなくなる、こちらも裁判所を利用する手続きです。

いずれの方法でも、借金総額を減らしたり、ゼロにしたりすることが可能です。とはいえ、そもそもなぜこのようなことができるのでしょうか。通常、借りたお金は返すのが当然と考える方が多いと思います。

そこで、なぜこのような制度があるのかを解説いたします。

#### ・任意整理はなぜできるのか？

まずは任意整理です。借りた本人にとっては利息の支払いがなくなるなどのメリットがありますが、実は貸主側にもメリットがあります。

それは、少なくとも元金が返済されるという点です。

貸したお金が一切戻ってこなければ、貸主にとっては大きな損失となってしまいます。

しかし、元金が返済されるのであれば、その損失をある程度防ぐことができます。

このように、双方に一定のメリットがあるため、任意整理という方法が成立しているのです。



千葉事務所  
弁護士 杉山 賢伸



### ・自己破産と個人再生がある理由

自己破産は破産法、個人再生は民事再生法という法律に基づいて行う手続きです。

この2つをまとめて「倒産法」と呼ぶこともあります。では、なぜこのような倒産法というルールがあるのでしょうか。

借金を抱えた方が、任意整理すら難しい状況に陥ると、無理に生活費を切り詰めたり、生活に必要な家具や家電を不当に安く売ってしまったり、最悪の場合は他人のお金を奪うなど違法行為に走ってしまうおそれもあります。

一方、貸主側としては、裁判を通じて借りた本人の財産をお金に換え、返済に充ててもらうことができます。しかし、貸主が複数いる場合、それぞれが裁判所に申し立てを行い、借りた本人の財産を奪い合うような混乱が生じてしまいます。

つまり、借金が返せないという状況は単なる個人間の問題にとどまらず、社会全体に混乱を引き起こすリスクがあるのです。

こうした事態を防ぎ、借金問題を適切に解決するために、倒産法が定められているのです。

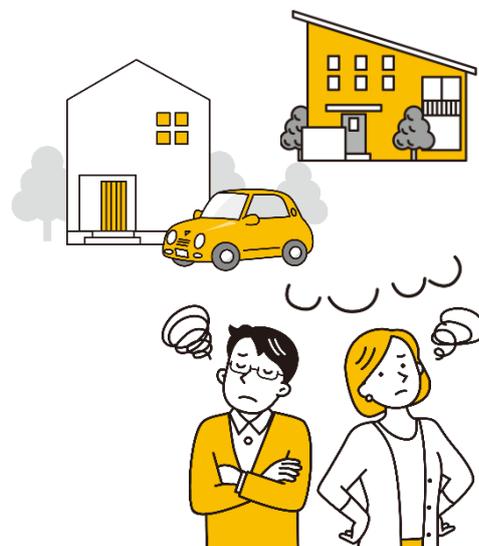
### ・自己破産と個人再生が別々にある理由

自己破産は、一定の財産をお金に換え、それを貸主への返済に充てることで、残りの借金の支払い義務が免除される制度です。そのため、以降の返済義務がなくなり、もっともシンプルに解決できる方法と言えます。

しかし、自己破産では多くの場合、住宅などの資産を処分しなければならず、それまでの生活環境が大きく変わってしまいます。また、事業を行っている方の場合、機材などを処分しなければならず、事業そのものを畳む必要に迫られることもあります。

一方、借金が減額されれば、なんとか返済を続けながら黒字に戻していけるという方もいます。

そのような方のために、借金をおおむね5分の1に減額し、その額を返済すればよいとする個人再生という制度が存在するのです。



(文責：弁護士 杉山 賢伸)

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



## 39 「女の園の星」

和山やま 著

### 1 作品の概要

「女の園の星」は、和山やまによるコメディ漫画作品です。舞台はとある女子高。主人公・星三津彦は、同校の国語の教師として、女子高ならではの騒動やちょっと不思議な日常に巻き込まれながらも、淡々と日々を過ごしていきます。

この作品では、学校という閉じられた空間で起こるささやかな“事件”の数々が、丁寧かつシュールに描かれており、思わずニヤニヤしたり、腹を抱えて笑ったり、そんな魅力あふれた作品です。一度読めば、きっと虜になる作品だと思います。

### 2 おすすめポイント

#### (1) 女子高の独特の空気感を味わえる

本作品で描かれる不思議でシュールなやりとりを通じ、読者は女子高特有の空気感を味わうことができます。というのも、本作品で描かれる学園生活は、「女子高って本当にこうかも」と思わせるリアリティが存在し、我々読者も同じ学園の生徒になった気分ページをめくることができます。ただ、中には、「これはもう事件では？」と思わずツッコんでしまうような非日常も描かれており、飽きることなく最後まで楽しむことができます。

#### (2) 2025年7月時点で単行本が全4巻

漫画好きの方なら共感してくださる「あるある」だと思うのですが、名作漫画の中には単行本の巻数がすごいことになっている作品も多々あり、そういった作品は（手が出しづらいなあ）と感じることがあります。

しかし、本作品は、2025年7月時点で単行本が4巻しか発売されていないため、気軽に読み始めることができます。

むしろ、これから長い作品になっていく可能性を信じ、単行本の巻数がすごいことになる前に、読み始めるのがおすすめです。

#### (3) 登場人物が魅力的で何度読んでも飽きない

これは私の感想かもしれませんが。本作品のキャラクターは皆個性が豊かで、読んでいくうちに、きっと愛着を持てるキャラクターが登場します。それも一人や二人ではなく、たくさんのお気に入りのキャラクターができると思います。

そんなお気に入りのキャラクターたちが、各話でどんな描かれ方をしていたのか、読み終わった後に気になってしまい、1巻から読み返してしまうことが多々あります。

### 3 以上が、私のおすすめ漫画「女の園の星」の紹介です。

のんびりとした時間を味わいながら、一人で「ふふふ」と笑いたい、そんな気分の時に胸を張っておすすめできる作品です。ぜひ読んでみてください。 (文責：弁護士 小西 姫)

## 2025 年上半期セミナー報告

2025 年上半期も所内外でたくさんのセミナー講師を務めさせていただきました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

一部をご紹介します。

1月9日開催 「暮らしの中の法律について学ぶ」講師：小林義和



1月28日開催 「消費者関連法の概要（司法修習生向け）」講師：根来真一郎



2月5日開催 「行政機関における個人情報の取扱い（自治体様向け）」  
講師：加藤貴紀



4月15日開催 「弁護士による問題社員対応・労務管理セミナー

（商工会議所様向け）」

講師：村岡つばさ、米井舜一郎



### 夏季休業のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

夏季休業期間について、以下お知らせ致します。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

**令和7年8月12日(火)～8月15日(金)**



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香館ビル4階

【千葉事務所】〒280-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階

【船橋事務所】〒273-0005 千葉県船橋市本町7丁目11番5号 KDX 船橋ビル6階

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

【名古屋事務所】〒450-8411 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階

【大阪事務所】〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号 29869)

【広告】本ニュースレターは、日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性があるため、「広告」と表記しています。